令和７年第１回定例会

赤 井 川 村 議 会 会 議 録

第３日　（令和７年３月１１日）

◎議事日程（第３日）

追加日程

第　１	予算特別委員会委員長報告	議案第　８号	赤井川村宿泊税基金条例案について
第　２		議案第１０号	赤井川村犯罪被害者支援条例案について
第　３		議案第１７号	赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案について
第　４		議案第１８号	赤井川村景観条例案について
第　５		議案第２２号	令和６年度赤井川村一般会計補正予算（第９号）
第　６		議案第２３号	令和６年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
第　７		議案第２４号	令和６年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第５号）
第　８		議案第２５号	令和６年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第４号）
第　９		議案第２６号	令和６年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第４号）
第１０		議案第２７号	令和７年度赤井川村一般会計予算
第１１		議案第２８号	令和７年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算
第１２		議案第２９号	令和７年度赤井川村国民健康保険特別会計予算
第１３		議案第３０号	令和７年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算
第１４		議案第３１号	令和７年度赤井川村下水道事業特別会計予算
第１５	議案第３２号	赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案について	
第１６	総務開発常任委員会委員長報告	刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出について	
第１７	意見書案第１号	刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書案	
第１８	総務開発常任委員会委員長申出	閉会中の継続調査申出書	
第１９	議会運営委員会委員長申出	閉会中の継続調査申出書	

◎出席議員（８名）

１番	阿　部　　猛　君	２番	連　　茂　君
３番	曽　根　敏　明　君	４番	能　登　ゆ　う　君
５番	川　人　孝　則　君	６番	藤　門　　弘　君
７番	山　口　芳　之　君	８番	岩　井　英　明　君

◎欠席議員（０名）

◎出席説明員

村　　長	馬　場　　希　君
副　村　長	大　石　和　朗　君
会計管理者	谷　　早　苗　君
総　務　課　長	秋　元　千　春　君
住　民　課　長	小　林　義　幸　君
保健福祉課長	髙　松　重　和　君
産　業　課　長	神　　信　弘　君
建　設　課　長	釣　賀　謙　一　君
教　育　長	根　井　朗　夫　君
教育委員会次長	藤　田　俊　幸　君
農業委員会会長	山　口　拓　也　君

◎議会事務局

事　務　局　長	横　井　慎　之　君

（午後　４時２５分開議）

◎開議宣告

○議長（岩井英明君）　ただいまの出席議員数は８名です。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君）　予算特別委員会委員長より委員長報告書が提出されております。

この際、これらを日程に追加し、追加日程第１から追加日程第14として一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

◎追加日程第１ないし追加日程第１４　予算特別委員会委員長報告

○議長（岩井英明君）　よって、追加日程第１から追加日程第14、予算特別委員会委員長報告を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

川人予算特別委員会委員長。

○予算特別委員会委員長（川人孝則君）　予算特別委員会審査結果報告。

本委員会に付託された議案第17号　赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案については、議案が撤回されたため、採決はされておりません。ほかに付託された議案第８号　赤井川村宿泊税基金条例案について、議案第10号　赤井川村犯罪被害者等支援条例案について、議案第18号　赤井川村景観条例案について、議案第22号　令和６年度赤井川村一般会計補正予算（第９号）、議案第23号　令和６年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）、議案第24号　令和６年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第５号）、議案第25号　令和６年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第４号）、議案第26号　令和６年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第４号）、議案第27号　令和７年度赤井川村一般会計予算、議案第28号　令和７年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算、議案第29号　令和７年度赤井川村国民健康保険特別会計予算、議案第30号　令和７年度赤井川村簡易水道事業会計予算、議案第31号　令和７年度赤井川村下水道事業会計予算について審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

ただし、議案第22号　令和６年度赤井川村一般会計補正予算（第９号）の土木費の移住・定住支援補助事業において、書類不備により根拠確認ができず、また入居者定数が６割以上となる見込みが不透明である。以上について内容が適正に処理され、議会へ報告され、了解されるまで予算の執行をしないことを通知し、報告といたします。

以上です。

○議長（岩井英明君）　委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

川人委員長、自席へお戻りください。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８号　赤井川村宿泊税基金条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第８号　赤井川村宿泊税基金条例案については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号　赤井川村犯罪被害者等支援条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第10号　赤井川村犯罪被害者等支援条例案については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号　赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案については撤回されましたので、採決いたしません。

次に、議案第18号　赤井川村景観条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第18号　赤井川村景観条例案については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号　令和６年度赤井川村一般会計補正予算（第９号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第22号　令和６年度赤井川村一般会計補正予算（第９号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号　令和６年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第23号　令和６年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号　令和６年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第５号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第24号　令和６年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第５号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号　令和６年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第４号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第25号　令和６年度赤井川村簡易水道事業会計補正予算（第４号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号　令和６年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第４号）を採決いた

します。
　この採決は、起立により行います。
　本件に対する委員長の報告は、可決であります。
　本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。
（起立多数）
○議長（岩井英明君）　起立多数であります。
　よって、議案第26号　令和６年度赤井川村下水道事業会計補正予算（第４号）は、委員長の報告のとおり可決されました。
　続きまして、議案第27号　令和７年度赤井川村一般会計予算を採決いたします。
　この採決は、起立により行います。
　本件に対する委員長の報告は、可決であります。
　本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。
（起立多数）
○議長（岩井英明君）　起立多数であります。
　よって、議案第27号　令和７年度赤井川村一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。
　次に、議案第28号　令和７年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。
　この採決は、起立により行います。
　本件に対する委員長の報告は、可決であります。
　本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。
（起立多数）
○議長（岩井英明君）　起立多数であります。
　よって、議案第28号　令和７年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。
　次に、議案第29号　令和７年度赤井川村国民健康保険特別会計予算を採決いたします。
　この採決は、起立により行います。
　本件に対する委員長の報告は、可決であります。
　本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。
（起立多数）
○議長（岩井英明君）　起立多数であります。
　よって、議案第29号　令和７年度赤井川村国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。
　次に、議案第30号　令和７年度赤井川村簡易水道事業会計予算を採決いたします。
　この採決は、起立により行います。
　本件に対する委員長の報告は、可決であります。
　本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第30号　令和７年度赤井川村簡易水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号　令和７年度赤井川村下水道事業会計予算を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第31号　令和７年度赤井川村下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。

お諮りいたします。ただいま議案第32号　赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案についてが提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程15として一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

◎追加日程第１５　議案第３２号

○議長（岩井英明君）　次に、追加日程第15、議案第32号　赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

神産業課長。

○産業課長（神　信弘君）　ただいま上程いただきました議案第32号についてご説明をさせていただきます。

なお、条例文の朗読はいたしませんが、改正点につきまして改正要点資料に沿って説明をさせていただきます。

議案第32号　赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月11日提出、赤井川村長。

理由としましては、赤井川村畑地かんがい用水施設の使用料の単価の見直しに伴い、この条例を改正しようとするものです。

４ページを御覧ください。改正要点を記しておりますが、別表第13の赤井川村畑地かんがい用水施設の使用料単価について、令和７年４月１日から現行の単価より20％増額し、令和10年４月１日から現行の単価より30％増額するものでございます。単価の改定につきましては、利用者の負担増への緩和措置としまして段階的に単価を改定するものでございます。

以上でございますので、ご審議いただき、ご決定いただきますようよろしく申し上げます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号　赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第32号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第32号　赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君）　総務開発常任委員会委員長より、委員長報告書が提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程16として一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

◎追加日程第１６　総務開発常任委員会委員長報告

○議長（岩井英明君）　よって、追加日程第16、総務開発常任委員会委員長報告を一括議題といたします。

本件に関し委員長の報告を求めます。

○総務開発常任委員会委員長（川人孝則君）　審査報告書。

本委員会に付託された要望書を審査した結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第94条１項の規定により報告いたします。

令和７年３月10日。

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出については、関係機関に意見書を提出すべきものであると決定いたしましたので、ここに報告いたします。

○議長（岩井英明君）　委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

川人委員長、自席へ。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書については、委員長の報告のとおり採択されました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。

藤門弘君外１名より意見書案第１号が提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第17として一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、追加日程第17、意見書案第１号　刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書案について議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第１７　意見書案第１号

○議長（岩井英明君）　議案の説明については、既にお手元に配付させていただいておりますので、省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これより意見書案第１号に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより意見書案第１号　刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書案を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

意見書案第１号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、意見書案第１号　刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書案については、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。

総務開発常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書がそれぞれ提出されております。

この際、これらを日程に追加し、追加日程第18から追加日程第19として議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、追加日程第18、総務開発常任委員会委員長申出並びに追加日程第19、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第１８　総務開発常任委員会委員長申出

○議長（岩井英明君）　次に、追加日程第18、総務開発常任委員会委員長申出を議題といたします。

総務開発常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることを決定いたしました。

◎追加日程第１９　議会運営委員会委員長申出

○議長（岩井英明君）　次に、追加日程第19、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。

以上をもって本定例会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第７条の規定により、令和７年第１回赤井川村議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（岩井英明君）　これで本日の会議を閉じます。

令和７年第１回赤井川村議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

（午後　４時４５分閉会）